

令和7年度出雲市窓口番号案内表示システム導入運用保守業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和7年度出雲市窓口番号案内表示システム導入運用保守業務の受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により、最も優れた業務を提供できる事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 概要

(1) 業務名

令和7年度出雲市窓口番号案内表示システム導入運用保守業務

(2) 業務内容

別紙「令和7年度出雲市窓口番号案内表示システム導入運用保守業務」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 運用開始日（予定）

令和8年1月下旬

(5) 提案上限額

6,100,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 日程（予定）

今回のプロポーザルに係る日程（予定）は下記のとおり。

項 目	日 程
企画提案募集開始	令和7年10月31日（金）
質問書提出期限	令和7年11月 7日（金） 12：00必着
質問に対する最終回答	令和7年11月11日（火）
参加申込書提出期限	令和7年11月12日（水） 12：00必着
参加資格審査結果通知	令和7年11月20日（木）
企画提案書提出期限	令和7年11月25日（火） 12：00必着
提案書に基づくプレゼンテーション	令和7年12月 3日（水）
審査結果通知（書面）	令和7年12月 4日（木） 発送

4 担当部署及び問い合わせ先

出雲市総務部情報政策課デジタル戦略室（担当：佐々木）

〒693-8530 島根県出雲市今市町70番地

TEL：0853-21-6527

FAX：0853-21-3369

E-mail：digital@city.izumo.shimane.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること
 - ① 出雲市物品の売買等調達業者有資格者名簿に登載されている者
 - ② 参加申込書の提出期限までに、出雲市物品の売買等調達業者競争入札参加資格等審査要綱（平成24年出雲告示第151号）で規定される入札参加資格審査申請に準じた書類（6(1)③に記載）を提出した者
- (3) 出雲市建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱（平成17年出雲市告示第156号）に基づく指名停止措置等を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 参加申込書提出期限の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員または暴力団若しくはその他の構成員の統制下にある者でないこと及び暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号） 1部
- ② 企業概要（様式第2号） 1部

※ 別途、企業概要を確認できる書類（パンフレット等）を添付すること。

- ③ 出雲市物品の売買等調達業者競争入札参加資格等審査要綱で規定される入札参加資格審査申請に準じた書類

※ ただし、出雲市物品の売買等調達業者有資格者名簿に登載されている者は、提出を要しない。

ア 経営実態調書（様式第3号）

イ 委任状（様式第3号の2）（本社が契約等の権限を代理人へ委任する場合に提出）

ウ 分担金・負担金等に関する誓約書（様式第4号）

エ 役員等名簿（様式第5号）

オ 出雲市税の滞納のない証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）又は市税情報確認同意書（様式第6号）

※ 出雲市内に本店又は事業所がない者は提出を要しない。

カ 申請者の所在する市区町村を所管する税務署が発行する法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書類（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

キ 申請者の所在する市区町村を所管する日本年金機構の事務所が発行する社会保険料の滞納がないことを証明する書類（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

ク 法人登記の履歴事項全部証明書（法人）又は代表者の身分証明書（個人）

(2) 提出方法

持参または郵送

※ 郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、郵送に係る事故等については提出者のリスク負担とする。

(3) 提出期限

令和7年11月12日（水） 12：00（必着）

(4) 提出先

〒693-8530

島根県出雲市今市町70番地

出雲市総務部情報政策課デジタル戦略室

(5) 参加資格審査結果の通知

① 通知方法

全ての参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果通知書（様式第7号）を電子メール（参加資格の有無を本文に記載）にて通知する。

※ 通知先は、参加申込書に記載された担当者の連絡先とする。

② 通知日

令和7年11月20日（木）（予定）

※ 参加資格審査結果通知書は通知日に発送する。

③ 参加資格がないと認められた者の理由説明請求

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して5日以内に、書面（任意様式）にて本市に説明を求めることができる。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

① 提出書類

質問書（様式第8号）

② 提出方法

ア 電子メールに質問書を添付して提出先に送信すること。

イ 電子メールの件名は、「令和7年度出雲市窓口番号案内表示システム導入運用保守業務質問」とすること。

ウ 必ず、担当者に電話により送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。

※ 電子メール以外の方法及び提出期限後の質問は受け付けない。

③ 提出期限

令和7年11月 7日（金） 12：00（必着）

④ 提出先（送信先）

出雲市総務部情報政策課デジタル戦略室

E-mail：digital@city.izumo.shimane.jp

(2) 回答方法

出雲市ホームページに質問及び回答を掲載する。

※ 質問又は回答の公表が質問者の不利益になると判断したときは、質問者に対してのみ回答する場合がある。

8 企画提案書の提出

表紙は様式第9号を用いることとし、企画提案本文の様式は任意とする。用紙サイズはA4版とし、両面印刷で作成すること。ただし、これにより難しい場合はA3版の使用も可とする。

提案項目は仕様書の内容を踏まえ、下表に示す各項目に則って記載すること。提案内容は、できる限り具体的なものとし、簡素な文書を用い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意すること。

(1) 提出書類

本要領及び仕様書を参照し、次に示す企画提案書類内容に沿って作成し、提出先まで持参又は郵送すること。

企画提案書類は、本要領及び仕様書の要件を満たしているものとし、何らかの理由で要件を満たせない場合は、その理由とともに代替案を提示すること。

	区 分	名 称	様 式
企 画 提 案 書 類	企画提案書	企画提案書表紙	様式第9号
		企画提案書	A4両面50 ページ以内
	見積書 (導入費及び令和7年度中の運用保守費)	見積書、見積明細内訳	任意様式

(ア) 企画提案書

次の記載内容を網羅していることを必須とします。また、記載内容は、記載項目が分かるように目次等に反映させる等の調整を行うこと。なお、独自提案を記載する場合においても、企画提案書の制限ページ数を超過しないように留意すること。

No.	記載内容		様式	頁数
	記載項目	記載事項		
1	企画提案書表紙	・提出者の情報を記載すること。(正本のみ)	様式第9号	1
2	構築方針	・システムを構築する上で、貴社が提案する基本的な構築コンセプトや考え方を記述すること。	任意書式	50以内
	業務スケジュール	・構築及び運用保守の全体スケジュールを記述すること。		

システム構成	・システム全体のイメージ図やシステムの構成図等を用いて全体像を記載し、今回のシステム導入作業範囲等が明確となるよう説明を記載すること。 - 記載に当たっては、システム構成がトラブルや障害に備えていることや機能概要を網羅していること等を記述すること。
システムの機能及び内容	以下の項目について記述すること。 (1) 画面構成の特徴 ・ハンディキャップのある方への配慮があるか ・個別番号表示の機器は一つの機器で複数窓口を案内できるか ・個別番号表示の機器は窓口色、名称、番号などの表示が自由にできるか ・受付表示機器の表示内容は住民目線で見やすいか (2) 操作性の考慮 ・発券機の起動は少ない手順で可能か (3) 他社との差別化が可能な特徴や機能 (4) 将来の制度変更に対応できる柔軟性や拡張性 ・導入後のバージョンアップは円滑に実施可能か (5) その他 ・インターネットが切断しても発券や呼出などの基本操作は行えるか ・停電後復旧時には発券情報は保持されるか ・待ち時間の有効活用につながる仕組みがあるか ・職員の業務時間を短縮できる機能があるか ・受付呼出端末は場所を取らず使いやすいか ・導入後のコスト
セキュリティ管理	・適切な情報セキュリティ対策の考え方及び方法について記述すること。
教育研修	・システム操作に習熟するために適当なものとしての操作方法等に関する職員研修の回数や時間、内容、実施時期等について記述すること。
システム運用支援	・システム利用に対するサポート体制・内容に関する次の項目について記述すること。 ・問合せ対応等、サービス品質保証を想定した十分な運用支援体制 ・システム障害発生時に迅速に必要な障害対応ができる環境及び体制

	導入実績	・自治体への導入実績を自治体名、導入年月を明らかにして記述すること。		
	独自提案	・仕様書（別紙を含む。）で記載された内容以外で提供可能である機能や、その他本市の業務に対して有益と思われるアピールする事項がある場合は、その内容について記述すること。 記載に当たっては、提案上限額を超過しないように留意すること。		

(イ) 見積書（任意様式）

- a 本プロポーザルで提案する費用等について、企画提案書とあわせて提出すること。
運用保守費については、令和8年1月から令和8年3月分の運用保守費の金額（1年間の運用保守費の総額に基づく3か月分の運用保守費の金額）とすること。
- b 項目別の見積内訳明細（任意様式）を作成し、添付すること。

(2) 提出方法

持参または郵送

※ 郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、郵送に係る事故等については提出者のリスク負担とする。

(3) 提出部数（持参または郵送の場合）

- ①正本 1部
②電子データ（PDF形式） 1部

※ CD-ROM等の記録媒体により提出すること。

(4) 提出期限

令和7年11月25日（火） 12：00（必着）

(5) 提出先

〒693-8530
島根県出雲市今市町70番地
出雲市総務部情報政策課デジタル戦略室

9 プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。

- (1) 日程 令和7年12月 3日（水）予定
(2) 実施場所 出雲市役所
(3) 実施時間 説明は30分以内、質疑応答は10分程度とする。
(4) 貸出物品 机、椅子、大型モニター（HDMI接続）
※ プレゼンテーションに必要な貸出物品以外の機材の持込は可能とする。希望する場合は企画提案書の提出時にその旨を申し出ること。

- ※ その他詳細については、企画提案者に別途連絡する。
- ※ 来庁できない場合は、リモートでのプレゼンテーションも可能とする。希望する場合は企画提案書の提出時にその旨を申し出ること。
- ※ 参加者数によっては、プレゼンテーションの実施方法、時間等を変更する場合がある。

10 受託候補者の選定

(1) 選定方法

- ① 提出された企画提案書及びプレゼンテーションを、本市が設置する審査委員会において評価基準に基づき採点する。
- ② 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、総合点が次に高い者から順に交渉を行う。
- ③ ②において、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、審査委員の協議により候補者を選定する。
- ④ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には候補者として選定しない。

(2) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

11 選定結果

- (1) 選定結果は、全ての企画提案者にプロポーザル審査結果通知書（様式第10号）により通知する。
- (2) 選定結果通知を発送した日の翌日以降に、次の項目を市のホームページで公表する。
 - ① 所管課及び業務名
 - ② 企画提案者数
 - ③ 受託候補者の名称
- (3) 選定結果についての問合せは受け付けない。また、異議申立ても認めない。

12 契約締結に向けての協議

(1) 契約までの手順

以下の①から③の手順により委託契約を締結する。

- ① 受託候補者と契約内容について協議を行う。
 - ※ 仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更も含む。
 - ② 本市と受託候補者の双方が契約内容に合意した場合、受託候補者から見積書を徴する。
 - ③ 見積金額が、本市の予定価格の範囲内であった場合、委託契約を締結する。
- (2) 協議が不調となった場合又は見積金額が予定価格の範囲内に収まらなかった場合は、審査委員会における評価結果の上位の者から順に契約締結の協議を行う。

13 情報公開

市は、提出された企画提案書等について、出雲市情報公開条例（平成17年出雲市条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な受託候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

14 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は返却しない。
- ② 提出後の訂正、差し替えは、本市から指示があった場合を除き認めない。
- ③ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。
- ④ 提出された書類は、受託候補者選定に必要な範囲で複製する場合がある。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て企画提案者の負担とする。また、本市の都合による本プロポーザルの中止又は延期を含め、いかなる理由においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合（候補者として選定された後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
- ③ 実施要領に示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 受託候補者選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 本市が指定した時間に、特別の事情なくプレゼンテーションを行えなかった場合
- ⑥ 見積書の金額が、提案上限額を超過している場合

(5) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合には、本プロポーザルを中止する場合がある。

(6) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとするが、委託業務の契約相手となった者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することなく、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(7) 企画提案者は、不知又は内容の不明を理由として、本プロポーザルに関していかなる異議も申し立てることはできないものとする。

(8) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本通貨に限る。

15 施行期間

本実施要領は、令和7年10月31日から施行し、令和7年度出雲市窓口番号案内表示システム導入運用保守業務の委託契約締結をもって、その効力を失う。